

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則(平成22年3月30日規則第11号)の規定に基づき、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、南海トラフ地震等の発生における家具等の転倒、収納物の落下防止、ガラスの飛散防止、その他市長が必要と認める対策(以下「家具転倒防止対策等」という。)を講じる世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象世帯)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 土佐清水市に住所を有し、現に居住している者であること
- (2) 市税等を滞納していない者であること

2 別表に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助金の交付を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)が自ら居住する住宅(自己の所有する家屋以外の家屋に居住する者が金具等の取付を申請する場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。)の家具転倒防止対策等のための金具の取付及び購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助対象経費に対する補助金の額は、1世帯あたりの上限を20,000円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(取付依頼事業者)

第6条 補助対象者は、家具転倒防止対策等の取付作業を事業者に依頼する場合は、大工等の技能者及び市が実施する講習を受けた事業者等の市長が認めた事業者が行うものとする。

(補助事業の認定申請)

第7条 補助対象者は、当該交付を受けようとする事業(以下「補助事業」という。)着手前までに事業認定申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の認定通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、事業認定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、補助事業の認定通知書を受けてから事業着手するものとする。

(完了報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、事業完了報告書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 家具転倒防止対策等に要した経費内訳が確認できる領収書（写し）

(2) 家具転倒防止対策等の実施前後の写真

(完了検査)

第10条 市長は前条の報告があった場合は、その書類の審査を行い、補助事業の内容が相当であると認めるときは、事業検査確認通知書（別記第4号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 補助対象者は、補助事業終了後に補助金交付申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請は、1世帯につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定及び通知)

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助が不相当と認めるときは補助金交付申請却下決定通知書（別記第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた補助対象者は、補助金交付請求書（別記第8号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(免責)

第14条 この要綱により家具転倒防止対策等で対策された家具が地震等により被害を受けても市はその責を負わないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- | |
|--|
| <p>(1) 暴力団(土佐清水市暴力団排除条例(平成22年条例第31号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第1号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)であるとき。</p> <p>(2) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるとき。</p> <p>(3) 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>(4) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(6) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>(7) 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>(8) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。</p> <p>(9) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> |
|--|

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

土佐清水市家具転倒防止対策等事業認定申請書

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の事業について認定を申請します。

なお、この手続における必要な関係資料（市税等の完納状況）等の調査をすることに同意します。

記

1 取付箇所

家具等の転倒防止対策	カ所
収納物の落下防止対策	カ所
ガラスの飛散防止対策	カ所
その他（ ）	カ所

2 取付依頼事業者（取付を依頼する場合記入してください。）

3 家主等の承諾

(1) 住居の種類 1 持家 2 借家 3 アパート 4 市営住宅

(2) 家主の承諾（上記（1）の住居の種類で2，3に該当する場合に記入）

上記申請により金具等を壁、床等に取り付け、家具転倒を防止する対策を実施することを承認します。	
	年 月 日
所有者又は管理者	住所 _____
	氏名 _____ 印 _____

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市家具転倒防止対策等事業認定通知書

年 月 日付けで申請のありました土佐清水市家具転倒防止対策等事業認定については、下記のとおり認定したので、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 取付箇所

家具等の転倒防止対策	カ所
収納物の落下防止対策	カ所
ガラスの飛散防止対策	カ所
その他（ ）	カ所

2 取付依頼事業者

3 承認の条件 土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

土佐清水市家具転倒防止対策等事業完了報告書

年 月 日付け 第 号により事業認定を受けた土佐清水市家具転倒防止対策等事業について、補助事業が完了したので、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実績額 金 円

内訳 金具等の取付作業に要する費用 円
金具等の購入に要する費用 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 取付箇所

家具等の転倒防止対策	カ所
収納物の落下防止対策	カ所
ガラスの飛散防止対策	カ所
その他（ ）	カ所

4 取付依頼事業者

5 添付書類

- (1) 家具転倒防止対策等に要した経費内訳（取付作業費、材料費）が確認できる領収書（写し）
- (2) 家具転倒防止対策等の実施前後の写真

別記第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市家具転倒防止対策等事業検査確認通知書

年 月 日付けで完了報告のありました土佐清水市家具転倒防止対策等事業については、検査の結果、補助事業の内容に適合しているため、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

別記第5号様式（第11条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付申請書

年 月 日付け 発第 号により検査確認通知を受けた土佐清水市家具転倒防止対策等事業について、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

内訳 金具等の取付作業に要する費用 円
金具等の購入に要する費用 円

※交付申請額は、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てして記入すること。
ただし、20,000円を上回る場合は、20,000円とする。

別記第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金については、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

別記第7号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付申請却下決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

却下の理由

別記第8号様式（第13条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

振込先金融機関	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店
	預金の種類	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		